

何紹基書《泰興縣襟江書院記》解題

河内利治(君平)

A book of "Tai xing xian jin jiang shu yuan ji" by He Shao-ji (何紹基)

Toshiharu (kunpei) Kawachi

一、はじめに

何紹基の楷書《泰興縣襟江書院記》拓本全十枚が伝来する。^註撰文は何紹基ではなく、後述の通り、嘉善の金以誠である。よって、何紹基の詩文集、たとえば『東洲草堂詩鈔』(一八六七年〈同治六〉長沙無園刊本)、『東洲草堂文鈔』(歴代画家詩文集・台湾学生書局)、『東洲草堂文集』(近代中国史料叢刊・台湾文海出版社)、『東洲草堂金石跋』(西泠印社聚珍版・台湾学海出版社)、『何紹基詩文集』(岳麓書社・一九九二年)などには収載されていない。

この《泰興縣襟江書院記》拓本の存在については、『中国書法全集70何紹基』(榮寶齋・一九九四年)10頁に「挿図八」として冒頭部分三行が紹介されているが、他にはあまり見かけないものである。しかし、その堂々とした楷書は、何紹基の楷書を代表する作品の一つであり、範書としても十分な書法を具えていると考える。よって本稿では、《泰興縣襟江書院記》の解題を試み、あわせてその書法について言及してみたい。

まず拓本全十枚の写真と原文、訓読、現代語訳を記す。数字①～⑩は拓本の順番、□は空欄である。字数は、①が2字×4行、②～⑨が5字×14行、⑩が5字×4行、全七二五字である。一字の大きさは、①篆額が縦15cm×横12cm、②～⑩本文が6・5cm四方の升目である。



②泰興縣襟江／書院記□□／泰興縣廨南／舊有延令書／院規制頗隘／歲久漸圯咸／豐八年冬余／宰是邑明年／已未謀別建／書院於學宮／之左捐廉
爲／倡邑人踴躍／趨事鳩工庀／材克日興作



③ 繚以垣墉高／其棟宇有堂／有樓齋舍庖／涵咸具堂東／西翼以兩廡／爲諸生角藝／之所經始於／十年春三月／至十一年六／月落成凡費／錢一萬餘
緡／題曰襟江書／院紀形勝也／先是童生歲

繚以垣墉高
其棟宇有堂
有樓齋舍庖
涵咸具堂東
西翼以兩廡
爲諸生角藝
之所經始於
十年春三月
至十一年六
月落成凡費
錢一萬餘
題曰襟江書
院紀形勝也
先是童生歲

④科考就縣署／局試凡按則／假諸民間書／院既成遂移／縣試於此邑／人便之然是／時粵寇據金／陵擾皖浙其／後蘇常繼陷／泰興與常州／隔江烽燧
相／望頗有訾余／為此不急之／務者應之曰

科考就縣署
局試凡按則
院既成遂移
縣試於此邑
人便之然是
時粵寇據金
陵擾皖浙其
後蘇常繼陷
泰興與常州
隔江烽燧相
望頗有訾余
為此不急之
務者應之曰

⑤使建書院而／忘禦侮不可／也苟不相妨／并營何害且／使士若民習／聞聖賢經傳／之訓修其孝／弟忠信同仇／敵愾之風在／是矣何爲不／急乎沈君
芷／亭陳君建西／實左右余不／爲浮言中輟

使建書院而
忘禦侮不可
也苟不相妨
并營何害且
使士若民習
聞聖賢經傳
之訓修其孝
弟忠信同仇
敵愾之風在
是矣何爲不
急乎沈君
亭陳君建西
實左右余不
爲浮言中輟

⑥徐君仰齋始／終其事敬愼／弗懈今徐君／陳君樂觀厥／成而余以是／年秋擢守鎮／江未獲與多／士一堂賞析／朝夕切劘以／補政事之闕／沈君又不
幸／先卒爲可惜／也其明年邑／人寓書來請

徐君終弗懈其事仰齋始
陳君樂觀厥成而余以是
年秋擢守鎮江未獲與多
士一堂賞析朝夕切劘以
補政事之闕沈君又不
幸先卒爲可惜也其明年
邑人寓書來請

⑦爲之記以不／文辭乃礪石／相待逾年余／滋媿矣雖然／余豈能一日／忘諸君子哉／茲邑僻在江／表士秀而慤／罕期遠大方／今武功將定／文教脩明
是／邑幸獲安全／多士不以余／爲無似願思

爲多邑文令罕表茲
無士幸教武期士茲
似不以獲脩功遠秀僻
願以安明將大而杜
思余全是定方慤江
哉日然余石不

⑧鄙言遜志時／敏務爲有體／有用之學將／出爲名臣處／爲純儒是邦／家閭里之光／亦守土者之／榮也余宦轍／靡常或重經／舊地相與登／樓嘯詠觀
江／流之不息喻／進德之無疆／儒風愈茂文

鄙言遜志時
敏務爲有體
有用之學將
出爲名臣處
爲純儒是邦
家閭里之光
亦守土者之
榮也余宦轍
靡常或重經
舊地相與登
樓嘯詠觀
儒進德之不
息喻江登經
輟亦守土者
之光爲純儒
是邦名臣處
將敏務爲有
體遜志

⑨運日新余翹／首而待之矣／同治二年歲／在癸亥仲夏／月□□□□／誥授中議大／夫鹽運使用／江蘇候補道／鎮江府知府／嘉善金以誠／課□□□
 □／誥授奉直大／夫□□□□／欽加六品銜

運日新余翹
 首而待之矣
 同治二年
 歲在癸亥
 仲夏
 月
 誥授中議大
 夫鹽運使用
 江蘇候補道
 鎮江府知府
 嘉善金以誠
 課
 夫
 誥授奉直大
 欽加六品銜



〔訓読〕 泰興縣襟江書院記〔篆額〕

泰興縣の廨の南に、舊と延令書院有り。規制頗る隘く、歳久しくて漸く圯る。咸豐八年冬、余是の邑に宰たり。明年己未、別に書院を學宮の左に建てんことを謀り、廉を捐するに倡と爲る。邑人踴躍して事に趨き、工を鳩め材を庀へ、日を克めて興作す。繚らすに垣墉を以てし、其の棟宇を高くし、堂有り樓有り、齋・舍・庖・滌咸な具ふ。堂の東西、翼するに兩廡を以てし、諸生の角觝の經る所と爲す。十年春三月より始まり、十一年六月に至りて落成す。凡そ錢一萬餘緡を費やし、題して「襟江書院」と曰ふ。形勝を紀すなり。是れより先、童生の歳ことの科考は縣署に就き、局試の几案は、則ち諸を民間の書院に假る。既に成り、遂に縣試を此に移し、邑人之を便とす。然して是の時、粵寇金陵に據り、皖・浙を擾し、其の後蘇・常、繼いで泰興と常州とを陥れ、江を隔てて烽燧相望む。頗る余を警りて此れを不急の務と爲す者有り。之に應じて曰く、「書院を建てて禦侮を忘れしむるは可ならざるなり。苟くも相妨げずんば、並び營むも何の害かあらん。且つ士をして民の若くならしめ、聖賢の經傳の訓を聞き、其の孝弟忠信を修むるに習ふは、仇敵之を憚るの風と同じとは、是に在るなり。何をか不急と爲すや」と。沈君正亭・陳君建西、實に左右なり。余浮言の爲に中ばにして輟めず。徐君仰齋、其の事に始終し、敬愼して懈らず。今、徐君・陳君は厥の成るを樂觀す。而れども余是の年の秋を以て、守鎮江に擢んでられ、未だ多士と一堂に賞析するを獲ず。朝夕に切劘し、以て政事の闕を補ふ。沈君も又た不幸にして先に卒す。惜しむべしと爲すなり。其の明年、邑人寓書して來たり、之が記を爲さんことを請ふ。不文を以て辭す。乃ち礪石して相待ち、年を遡えて、余滋媿づ。然りと雖も余豈に能く一日として諸君子のことを忘れんや。茲の邑は江表に僻在し、士秀でて慤みあり、遠大を期すること罕なり。方今の武功、將に文教の脩明なるを定めんとす。是の邑幸ひして安全を獲れば、多くの士余を以て似る無しと爲さず。願はくは鄙言を思ひ、遜志時敏にして、務めて有體有用の學を爲め、將に出でては名臣と爲り、處りては純儒と爲らんとせんことを。是れ邦家閭里の光にして、亦た士を守る者の榮なり。余の宦轍は常靡く、或いは重ねて舊地を經なば、相與に樓に登りて嘯詠し、江流の息まざるを觀て、進德の無疆に喩へん。儒風の愈茂んに、文運の日に新ならんこと、余首を翹げて之を待たん。

同治二年、歲は癸亥に在り。仲夏の月、誥授中議大夫、鹽運使用、江蘇候補道、鎮江府知府、嘉善の金以誠撰す。誥授奉直大夫、欽加六品銜、前翰林院編修、四川學政、道州の何紹基書し並びに篆額す。

〔現代語訳〕 泰興縣襟江書院記〔篆額〕

泰興縣の役所の南に、もとは延令書院があつた。規則制度が狹隘で、歲月が経つとだんだんと崩れてしまつた。咸豐八年（一八五八）の冬、わたしはこの村を治めることになった。明年己未（一八五九）に、別に書院を文廟（孔子廟）の左に建てることを計画し、廉財を義捐する唱道者に

なった。村人は喜び勇んでお金集めに奔走し、職人を集め資材を整え、日を選んでとりかかった。四周に垣根をめぐらし、棟木と軒を高くし、講堂、樓閣、教室、宿舍、厨房、浴室がみな具わっている。講堂の東西には、補佐する形で二つの回廊を配置し、諸生の学芸を競う場所とした。咸豐十年（一八六〇）春三月から造営し、咸豐十一年（一八六一）六月に落成した。全部で二万余緡のお金がかかり、「襟江書院」と名づけた。風景や地勢の優れている土地である。これより以前は、童試（科挙の前段階の学校試の別称）は県の役所で行なわれたが、試験用の机は、民間の書院から借りていた。完成すると、県試（県の長官による試験）をここに移して行つたので、村人には都合が好い。しかしその頃、太平天国軍が南京を首都として占拠した。安徽・浙江一带に侵略し、その後も蘇州と常熟を、ついで泰興県と常州府を陥落させた。長江対岸に戦火が上がるのが見える。書院の造営は急務ではないと、わたしを非難する者がいるが、それには、「書院を造営して敵の襲来を忘れるのはよくない。しばし差し支えなければ、造営しても何の害を与えるものではなからう。そのうえ士人を民衆のようにさせ、聖人の著書（経）や賢人の著書（伝）の教えを聞き、その忠信孝悌を身に修めることを習うのは、かたきに対して憤る風潮と同じであることが、ここにある。なぜ急務ではないといえるのか」と答えた。沈芷亭君と陳建西君が、真に助けてくれる。わたしはデマのために中止したりしない。徐仰齋君が最初から最後まで、怠ることなく慎んでこのことに従事してくれる。いま徐君と陳君は、書院が落成することを楽しみにしている。しかしわたしは、この年の秋に、鎮江府の知府（府の長官）に選ばれたため、まだ多くの士人と一堂に会して鑑賞する機会をもてずにいる。朝夕に学問を修めて、政治上の事務の不足を補っている。沈君は不幸にも先に亡くなった。残念なことである。その明年、村人が言づけの手紙を持参し、書院の記を作る要請を受けた。文章が書けないと断わると、じつくりと待ち望まれ、年を越えてしまったので、わたしはますます恥ずかしくなった。だからといってわたしは、一日も多くの君子のことを忘れたことはない。この村は長江の南側にある田舎で、士人は優秀で慎み深く、遠大な理想を抱くことは稀である。現在の武功は、文教が整つて明らかであることを決めるであらう。この村が幸いにも安全を得られれば、多くの士人は、わたし（の考え）に似ないとはしないであらう。愚言を理解して、謙虚な心を持ち、時勢に敏感で、ものごとの原理（体）と応用（用）の学問習得に努力し、世に出たときは名臣となり、家にいる時は純粋な儒学者となることを願う。このことは国家と庶民の栄光であり、また領土を守る者の榮譽である。わたしの役人の道は安定しておらず、もしも一度もこの土地を訪れることがあれば、いっしょに樓に登って詩を吟唱し、たえず長江が流れるのを見て、徳を進めることの極まりないことにたえるであらう。儒学の風潮がいつそう盛んになり、学問芸術が日々に進むことを、わたしは首を伸ばして待っている。

同治二年（一八六三）、癸亥の歳、仲夏の五月、誥授中議大夫、塩運使用、江蘇候補道、鎮江府知府、嘉善の金以誠が撰文する。

誥授奉直大夫、欽加六品銜、前翰林院編修、四川学政、道州の何紹基が書し並びに篆額する。

二、『光緒泰興縣志』と『宣統泰興縣志續』

次に、泰興県の襟江書院、撰者の金以誠などについて、文献から考察する。

清の楊激雲修・顧曾烜纂『光緒泰興縣志』および清の王元章修・金弑纂『宣統泰興縣志續』に、泰興県の歴代の書院についての記載がある。江蘇古籍出版社『中国地方志集成・江蘇府縣志輯』⁵¹一九九一年発行所収『光緒泰興縣志』は、光緒十二年（一八八六）刻本の影印に依拠し、同じく『宣統泰興縣志續』は、民国二十二年（一九三三）刻本の影印に依拠するので、これをテキストとして使用する。

『光緒泰興縣志』卷第十三（經制志第二之二・學校下）に、書院（傍線）と造営者および増築補修者（波線）についての記載がある。

馬洲書院、宋咸淳中、邑人孔元虔建今廢。

凝秀書院、在城東隅。明天啓中建今廢。

延令書院、在城南慶延鋪。

國朝乾隆二十二年、署知縣介玉濤建。嘉慶五年、邑人張大鵬、朱腹松、陳啓文、何松齡等修。今更爲體善堂、竝設保節局。

襟江書院、在學宮東。咸豐十年、知縣金以誠、建講堂三楹、東西號舍各二十楹、重門凡六楹、餘房十一楹、碑廊十六楹、堂後樓五楹、東西書房七楹、餘房四楹。

光緒三年、知縣張興詩、十二年署知縣楊激雲、增建西偏號舍三十五楹、餘房十楹。

麗黃書院、在黃橋鎮、光緒十二年知縣楊激雲設。

太平洲書院、同治五年建。

社學、在慶延鋪、文明鋪、忠愛鋪、阜成門外、拱極門外、口岸鎮、黃橋鎮、太平洲各一。康熙中、知縣宋生建今廢。

泰興縣には、宋代に「馬洲書院」、明代に「凝秀書院」、「延令書院」があり、清代初中期に、介玉濤が造営し、張・朱・陳・何らが補修した書院もあった。「襟江書院」はそのような土地の氣風のもとに清末に造営された。他にも「麗黃書院」や「太平洲書院」などが造営されている。「襟江書院」の割注には、「以誠自記。泰興縣廨南、舊有延令書院。……」とあり、前掲の「襟江書院記」の全文を記載している。

また『光緒泰興縣志』卷第十七（秩官志第二・仕績列傳）には、「襟江書院記」の撰者「金以誠」を次のように記す。

金以誠、字香圃。嘉善。監生時、髮逆未平、練防籌精、處之裕如。邑書院、介玉濤所經始也。以誠、更諸爽塏、制廓於其舊邑。童子試亦即其地焉。人稱便。

「金以誠」の字は香圃、嘉善（現在の上海と嘉興の間に位置する）の人。国士監（官僚養成学校）の学生の時、髪を整えず、防備や食糧を計算して余裕があったという。書院は清朝では上述のように介玉濤が嚆矢であるが、金以誠は、高く爽やかで乾燥した場所に移して造営した。

さらに『光緒泰興縣志』卷第二十二（人物志第二之三・嘉慶以來列傳）には、原文に見える沈君正亭、陳君建西、徐君仰齋について、それぞれ「沈沅江」、「陳鎬」、「徐兆鴻」として記載がある。

沈沅江、字正亭。咸豐恩貢。親歿、晝夜泣、目幾盲。父嘗自卜葬所。葬師謂、不利於沅死、且無後。沅曰、父命也。卒、葬之、善事。兄既析居。己割所餘、以益兄。兄子、應禮部試、苦無貲、予之百金、不令兄知。呂水旱、興作諸鉅、務令咸屬沅。咸豐初、敗卒。過境民、以爲寇縛六十餘人、將磔之、請於令得釋者。著有『師竹堂遺集』。

「沈沅江」の字は正亭、義士で、父が亡くなった後、兄の子を支援し、また日照りに土木工事を行ったが、咸豐の初めに殺された。

陳鎬、字建西。父錦雲、有質行邑、賑輸巨貲。鎬以歲貢需次。安徽州判、權知蕪湖。邑瘡痍、甫平撫綏、稱善。屢苦澇築隄、捍江民、始樂業。歷知績溪・旌德。著有『養生錄一卷』。

「陳鎬」の字は建西、陳も義士で、堤防工事を行い、安徽省の績溪・旌德などの知県を務めた。

徐兆鴻、字柿齋。先世泰安人。雍正帝時、有志定、字靜夫者。舉人、知上虞。新昌解官、客授於泰。著『四書定義』。學者宗之。兆鴻高大父行也。兆鴻、伉直忤俗、壯游都下、不遇而歸。工書畫、以折釵法。作松梅巨幅、峭勁如其人。

「徐兆鴻」の字は柿齋、學者の家系に生れた剛直の士であり、書画に巧みであった。なお何紹基の書では「仰齋」と記している。

一方、『宣統泰興縣志續』卷六（經制志第三之二・學校）には、「襟江書院」および「襟江書院記」についての記載がある。

襟江書院、光緒二十七年、改建縣學堂。

李震延令書院記、石刻已不存。金以誠襟江書院記、爲道州何紹基書、在書院講堂兩壁。即今縣立第一高等學校。

後段の一文は、明確に、金以誠が『襟江書院記』を撰文し、何紹基が書し、書院の講堂の両壁にあったこと、そして、いまは県立第一高等学校にあることを記している。

三、泰興県志編纂委員会編『泰興県志』他

江蘇省人民出版社『泰興県志』一九九三年発行は、泰興県志編纂委員会が編集した、現代の江蘇省地方志の一つとしての、泰興県志である。この県志から、「襟江書院」と書法関連の記載を抄出し訳出しておく。

咸豐十年（一八六〇）年……知県の金以誠が襟江書院を城中の夫子廟の東側（今の泰興中学校の校内）に造営する。——大時記

名所旧跡に奎文閣、鯤化池、襟江書院、県城塹落成記碑、革命烈士紀念館、新四軍蘇浙軍区北撤渡江死難烈士碑、泰興人民公園などがある。

——第一編建置区画・第二節県城（泰興鎮）現状

泰興の文人は、書法を愛し、名家が多い。

明代……張珣、張京元

清代……張頭祖（楷書）、師法健（行書）、戚詒仕、孫鴻文、蔣厚伝、戴衛（行書）、何汾（鑑別）、侯万里（楷書）、陳游岳（草書）、

陳潮（篆書）、蕭宝樹、張澂（擘窠大字）、何京元、劉煥勲、陳諤（小篆）、王樞（隸書）、趙善嘉（楷書）、孫同祺、朱銘盤。

民国……沈文瀚、蔡宝廉、楊仁体、朱東潤

——第二十三編文化・第三章芸術・第三節絵画書法・二書法

今の泰興中学校の校内にあり、清の咸豐十年（一八六〇）年造営。一九四九年以前は、もと5本の梁で20棟であつたのを7本の梁に改装した。近年、大門と重門の傷みがひどく、一九八七年、深さ80mを67mに改修した。現在、大門、重門、棟、講堂からなり、計35部屋ある。講堂は原形を保存し、大門と重門の骨組みはもとのままだが、棟は原形によって改修した。敷地面積は一五〇〇㎡、部屋の面積は六八〇㎡ある。講堂の内壁に《襟江書院記》石刻12枚を嵌めこんである。清代の書法家何紹基の書である。一九八七年、県人民政府は県級文物保護單位に定めた。

——第二十三編・文化、第四章・文物古跡、第三節・古建築、九・襟江書院

泰興中学校の校内にあり、碑の高さ2・1m、幅0・75m。楷書22行、各行59字。主に書院に寄付した経費の情況が記されている。清の道光十年（一八三〇）三月に建立。邑人の徐兆鼎の書。

——同、第四章・文物古跡、第四節・古碑刻、四・《延令書院記》碑

襟江書院の講堂前の、両側の回廊の壁上にある。全部で58枚。各石は長さ85cm、幅34cm、字体は楷、草、隸、篆を兼ねる。清代の書法家、王澐の書で、清々しく美しく、実力がある。

——同、第四章・文物古跡、第四節・古碑刻、五・《千字文》石刻

浙江教育出版社・季嘯風主編『中国書院辞典』一九九六年発行にも、「襟江書院」について次のような解説文（46頁）があり、清光緒十二年『泰興縣志』から転載した書院の挿図（同47頁）が掲載されている。

江蘇省泰興県にある。清の咸豐十年、知県の金以誠は、昔の延令書院は、規則制度が狭隘で、歲月が経つと崩れたので、一万余緡のお金を出し、新しく学宮の東に建てた。40棟を建て、県試をここに移した。光緒年間に、知県の張興詩、楊激雲が相前後して35棟を建て増した。

前半文は、明らかに「襟江書院記」の原文からの引用である。

また、政府機構の泰興市文化局のホームページに、「泰興市省級文物保護單位概況」があり、二、「襟江書院記」及四体《千字文》石刻として紹介されている。^{注2}

講堂の内壁に、長さ一〇〇m、幅35mの《泰興縣襟江書院記》石刻10枚を嵌めこんである。清代の鎮江知府金以誠の撰文、著名な書法家の何紹基の書である。楷書で書かれ、端整で莊重で、顔変の冠（顔真卿の書法を変化した最高のもの）である。

気になるのは、『泰興県志』に「石刻12枚」（傍点稿者）とあり、この概況には「石刻10枚」となっていることである。拓本が10枚であるから、おそらく後者が正しいのであろうが、機会があれば訪れて、拓本と比較考察してみたい。

四、何紹基の生涯と《泰興縣襟江書院記》

青木正兒の名著『支那文學藝術考』弘文堂刊・昭和十七年初版所收「何紹基の書學」から、主たる何紹基の経歴を抄出してみる。

嘉慶 四年（一七九九）	己未	1 歲	十二月五日、湖南省道州生、双生児、長男紹基・次男紹業。
道光十六年（一八三六）	丙申	38 歲	進士
道光十九年（一八三九）	丁酉	41 歲	翰林院編修
咸豐 二年（一八五二）	壬子	54 歲	四川學政
咸豐 五年（一八五五）	乙卯	57 歲	免官
咸豐 七年（一八五七）	丁巳	59 歲	山東濟南濼源書院主講（院長）
同治十二年（一八七三）	癸酉	75 歲	七月二十日、蘇州の寓居で没す

いま問題にしたいのは、何紹基が《泰興縣襟江書院記》を何時書いたかである。この問題を考えるために、より詳細な何紹基の動向と、他の何紹基の楷書作品との比較から追いかけてみたい。

同治二年（一八六三）癸亥の歳五月に、嘉善の金以誠が撰文したと原文にはあり、それ以後の書写であることは間違いなからうが、より詳細な何紹基の動向を調べるために次の資料を参照する。

『何紹基詩文集』 岳麓書社・一九九二年所收「何紹基年譜簡編」、『中国書法全集70何紹基』 榮寶齋・一九九四年所收「何紹基年表」および『中国湖南省博物館藏何紹基展図録』二〇〇四年・産経新聞社発行所收「略年譜」を参照すると、同治二年以後の何紹基の動向が少し見えてくる。

同治 二年（一八六三） 癸亥 65歳 城南書院主講。化龍池に寓す。二月↓嶺南。広州では、潘仕成の別墅の海山仙館に寓す。

三月、陳禮の招きで学海堂で阮元の木主に拝す。火輪船にて澳門・香港。七月↓長沙。

同治 三年（一八六四） 甲子 66歳 城南書院主講。四月、竹を植える。十月↓城南書院の講義終了後、舟で金陵へ。十一月二十六日着。

「金陵雜述四十絶句」作。揚州・鎮江に遊ぶ。曾国荃が金陵（南京）回復。

同治 四年（一八六五） 乙丑 67歳 城南書院主講。春↓蘇州。李鴻章に逢う。二月↓上海。立夏前五日、丁日昌のために「絜園記」作。

四月↓杭州。閏五月↓長沙。

同治 五年（一八六六） 丙寅 68歳 城南書院主講。「無園七絶十八首」作。四月、「題《麓山寺碑》詩」作。鄧伝密に「題《石交図》」作。秋病む。

同治 六年（一八六七） 丁卯 69歳 城南書院主講。二月、健康回復。十一月『東洲草堂詩鈔』二十八巻刻。

同治 七年（一八六八） 戊辰 70歳 城南書院主講。十一月、弟何紹祺没。胃痛甚だし。

同治 八年（一八六九） 己巳 71歳 病によつて城南書院主講辞任。冬↓皖城。

同治 九年（一八七〇） 庚午 72歳 春↓蘇州。金獅橋巷に寓す。四月↓金陵。曾国藩及び丁日昌が何紹基を招き、蘇州・揚州書局に

『大字十三経注疏』を校勘。十月↓杭州。閏十月、岳王廟の修復に「重摹御書岳祠扁額記」作。

蘇州・孝廉堂主講の招かれる。

同治 十年（一八七二） 辛未 73歳 四月二十日長男何慶涵51歳誕生を祝う詩を作る。蘇州・揚州書局に『大字十三経注疏』校定終わる。

同治 十一年（一八七三） 壬申 74歳 蘇州・揚州書局および孝廉堂主講にあり。身体佳ならず。

同治 十二年（一八七三） 癸酉 75歳 七月二十日、蘇州の寓居に没す。

右から、65歳から71歳までは長沙、72歳から75歳までは蘇州をベースに、各所に足跡を残していることが解る。しかし、泰興県には直接出向いていないようである。金以誠か泰興県の誰かが、仲介を通して、何紹基に書作を依頼したと考えざるを得ない。何紹基が城南書院の主講であった

ことが、同じ書院のために「襟江書院記」を書いた動機になりはしないだろうか。そうすると、65歳から71歳までの頃の作と推定できる。とはいえ、これ以上は文献からは推論できない。

一方、書法上から考察すると、同治四年、67歳書の次の二点の作品に相似する（カッコ内は図版が掲載される書跡である）。

《鄧石如墓誌銘》——30・6 cm×30・3 cm×7開、北京故宮博物院蔵。（平凡社『中国書道全集8』・浅見錦龍編『何紹基の書法』二玄社）
《黎園記》六屏——立夏先五日、36行、計689字、遼寧省博物館蔵。（榮豐齋『中国書法全集70何紹基』）

右の二点のうち、前者は李兆洛撰文で、《楷書鄧石如墓誌銘冊》として有名なものである。後者の《黎園記》六屏は、交友のあった江蘇巡撫の丁日昌（雨生）のために書いたものである。交友については、上述の年譜にも見える。

この書法は、すでに見ることの少ない何氏の晩年の楷書である。落款の「撰」を誤って「撰」に、「並」を「并」に作っており、筆者は、ほぼ疑っている。——『中国書法全集70何紹基』作品考釈「42為丁雨生書《潔園記》六屏」梅墨生氏の見解

この見解には首肯できない。《泰興縣襟江書院記》に、「金以誠撰」と「撰」ではなく言偏の「撰」字を使用しており、また「何紹基書并篆額」と「並」ではなく「并」字を用いている。さらに《楷書重耳辰沅沅會館記》（湖南美術出版社『何紹基墨迹全三冊』（三）所收）も「撰」ではなく「撰」に作っている。もし梅氏の見解に従うならば、《泰興縣襟江書院記》も《楷書重耳辰沅沅會館記》も疑わしい作品になる。

咸豐十一年から同治八年まで、何氏は城南書院の主講で、当時「門徒が雑沓」としており、吳・越・湘・楚および滬を往来した。この期間、《為丁雨生書《潔園記》六屏》楷書が、何氏の一生の大中楷書の自己の風格を基本的に代表する。清朝から民国にかけて、坊間で刻されて伝来する何氏の楷書の字帖は、おおむねこの類のものである。何紹基の楷書は、早年や中年のほうが晩年に比べてよりいっそう神采であり、気力が相対的に充満している。総じて言えば、唐宋以降の書家は、楷書の成果が唐人の高さに及ばず、何氏も例外ではない。

——『中国書法全集70何紹基』梅墨生「何紹基的書法」14頁〜15頁

梅氏のこの見解はほぼ妥当なものだろう（しかし最後の一文には疑問が残る。ただし本題とは関係ないので、ここでは言及しない）。

五、おわりに

稿者が偶然に目睹した何紹基書の拓本が、果たして本物か、また本物とするならば、いったいどのような歴史的価値や芸術的価値をもつのか、これらの疑問が本研究の出発点となった。稿者はかつて黄道周の書が刻入された清代の集帖の一つ『人帖』を考察したことがある^{註3}。明清時代の書家は、墨跡（肉筆）が多数伝来しており、刻本（や拓本）は墨跡に比すれば、芸術的価値は勿論一等下る。とはいえ墨跡が伝来しない場合は、歴史的価値はもとより、芸術的価値も一等資料になり得よう。現在のところ、『泰興縣襟江書院記』の墨跡本が存在するかどうか不明である。存在の可能性は否定できないが、不明である以上、刻本を第一資料として考察することは否定し得まい。このような状況は、中国書法史上に多数存在する。幸いにも『泰興縣襟江書院記』の原石が現存する。佳拓であれば、十分に書法芸術を考察しえよう。

書跡研究において、一番肝心なことは「基準作例」を定めることである。この意味において、『泰興縣襟江書院記』は、何紹基の、晩年の、楷書の、基準作例であると考ええる。同治四年の他の作例と様式が類似することがその証左である。

注1 本拓本は、稿者が二〇〇五年三月、天津古籍書店において購獲したものである。なお本拓本以外に、趙孟頫楷書《玄妙觀重修三門記》拓本五枚（《詒晉齋法書》の端本）と文徵明行書《太湖詩》一枚も併せて入手した。

注2 URLは、www.taixing.gov.cn である。

注3 拙稿『『人帖』中の黄道周の詩と書』（内山知也博士古稀記念会編『中国文人論集』明治書院・一九九七年所収）

（二〇〇五年九月十二日受理）